

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年9月1日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒108-6321 東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本板硝子株式会社 取締役代表執行役員兼CEO 吉川 恵治 電話 03-5443-9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造	細分類番号	2 1 1 2				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	温室効果ガス排出量は、ガラス1枚当たりの排出を基本に2013年度の実績対比で年率1%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	25,497.3 トン	23,985.0 トン	23,745.0 トン	23,507.7 トン	-6.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	24,227.3 トン	23,985.0 トン	23,745.0 トン	23,507.7 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	夏季の節電を行いピークカット調整を行うことで電力使用量を減少させる。また、ガス炉の生産効率を上げることでガス使用量を減少させる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (総排出量/製品出荷数×10)	9.60	9.50	9.41	9.31	-2.08 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	生産効率を上げることで原単位を改善する						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		61.0 パーセント	61.0 パーセント	61.0 パーセント	61.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	生産効率の改善					
	(27)年度	生産効率の改善					
	(28)年度	生産効率の改善					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日をノーマイカーデー推奨日に設定している。又従業員に対しては新車購入時には環境に配慮した車の購入を啓蒙している。					
	上記の措置を採用する理由	ノーマイカーデーには多くの従業員が賛同し実践している。又新車の購入では、ハイブリッド車を始めとする低燃費車の使用が社会貢献の一助と考える。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	当事業所で排出される廃棄物の発生源対策並びに徹底した分別の細分化を図り、再資源化及び3Rの推進に努める。						
特記事項	特に無し						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。